



奈良県自閉症協会 NEWS

# きずな

The Kizuna

No. 150

2010  
Nov.

11

<http://www.eonet.ne.jp/~asn/>

発行人:

関西障害者定期刊行物協会

編集人: 奈良県自閉症協会

支部長&事務局: 河村舟二

〒639-1005

大和郡山市矢田山町 84-10

購読料 1部 100円

会員は会費に含まれています。

一九九六年五月一日発行第三種郵便物承認 毎日発行

## どうなる障がい者自立支援法改正案

総合福祉法(仮称)が出来るまでに、あと3年はかかるので、そのつなぎとして、障害者自立支援法の改正案を、この臨時国会で法案として提出して欲しいという我々も関係する日本発達障害ネットワークなど知的障害や発達障害関係9団体は2010年11月2日厚生労働省記者クラブで記者会見を行いました。

これまで福祉サービスを受けられない発達障害の人が支援の対象にすること。及び負担軽減措置の恒久化・グループホームへの家賃補助・障害児への発達支援の強化を盛り込んだ改正案提出をめざしています。そし

て「障害者自立支援法改正案、早ければ今国会提出も」という一部マスコミの報道もありましたが、その後のこのニュースは削除されています。

これには、障がい者制度改革推進会議推進会議に参加している障害者団体など多くは、改正法案に慎重な

## どうなる自立支援法

意見を示し「障害者自立支援法の根を残す可能性もある」と早急な法案成立に反対しています。このように、現在、障害者団体が一つにならず意見が分かれています。「新法制定までに改善できることは、すぐに行うべきではないか」ということでもあります。昨今の政治献金問題や尖閣・

北方領土問題や警視庁資料秘密漏洩問題などであたふたしている政府国会の今の時期に、本当に発達障害の支援に目を向けた議論が交わされるのかどうか心配なところです。今国会に障害者自立支援法を提出することに反対している圧倒的な数の障害者団体の声も再度吟味して、発達障害の人の支援が確実に盛り込まれた総合福祉法を目指すべきとも思います。その意味でも、障がい者制度改革推進会議や、その下部組織の総合福祉部会に日本自閉症協会が構成メンバーに入っていないことが残念でなりません。 河村

## 障がい者制度改革推進会議 第21回 (H22, 10. 12) 資料1

### 障害者基本法の改正に関する条文イメージ素案(総則関係部分)【たたき台】

#### 【趣旨】

これまでの推進会議における議論を踏まえ、事務局において条文イメージの素案(たたき台)を作成したものであり、今後条文化していくに当たっては、各論点について更に精査・検討が必要であり、それらの点についても条文イメージの下に併せて記載している。(※下線は改正

部分)

#### 1. 目的

##### <条文イメージ>

この法律は、障害者が、障害者でない者と等しく、すべての基本的人権の享有主体であることを確認し、かつ、障害の有無にかかわらず、国民が分け隔てられることなく相互に個性と人格を尊重する社会を実現するため、障害者の権利の実質的な確保並びに障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本的理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするととも

に、豊里施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の権利の実質的な確保並びに障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とすること。(現行法第1条関係)

#### 【検討書精査を要するポイント】

- ・障害者が基本的人権の享有主体であることの確認の規定ぶり
- ・実現すべき社会の在り方に関する規定ぶり
- ・障害者施策の目的に「障害者の権利の実質的な確保」を追加

2. 定義

<条文イメージ>

(1) 障害の定義を、身体障害、知的障害又は精神障害その他の心身機能の損傷とすること。

(2) 障害者の定義を、障害があり、かつ社会における様々な障壁との相互作用により、継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける者とする。 (現行法第2条関係)

【検討・精査を要するポイント】

「障害」を幅広くとらえるための定義の在り方

「障害」を心身の機能上の損傷（インペアメント）として定義し、「障害者」の定義に社会モデルの考え方を反映させる規定の在り方

「障壁」や「相互作用」の具体的内容と、その内容を適切に表現する具体的な規定の仕方

・「障害者」の範囲を画定する要件（「継続的に」、「相当な」）の規定ぶ

り

3. 基本的理念

<条文イメージ>

(1) すべて障害者は、障害者でない者と等しく、すべての基本的人権の享有主体として個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有するものとする。 (現行法第3条第1項関係)

【検討・精査を要するポイント】

・障害者が基本的人権の享有主体であることの確認の規定ぶり

<条文イメージ>

(2) すべて障害者は、障害者でない者と等しく、自らの判断により地域において生活する権利を有するとともに、自らの決定に基づき、社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を有するものとする。 (現行法第3条第2項関係)

【検討・精査を要するポイント】

・「地域において生活する権利」の具体的な中身の整理（誰に対して何を求めるのか。）

同権利を明文化する必要性を基礎づける事実

<条文イメージ>

(3) すべて障害者は、手話等の言語その他の障害の重類に応じた意思疎通の手段の確保の重要性にかんがみ、日常生活及び社会生活において、可能な限り容易にそれを使用することができるよう配慮されなければならないこと。 (新設)

【検討・精査を要するポイント】

・手話が言語であることを規定する必要性や効果について具体的にどのようなことがあるのか。

・手話と言語の概念の整理

・双方向のコミュニケーション（意思疎通）の手段を障害の種類に応じて確保する重要性を確認する規定ぶり

4. 差別の禁止

<条文イメージ>

(1) 何人も、障害を理由とする差別（障害者が、障害者でない者と実質的に平等に活動することを可能とするため、個々の場合に必要となる合理的な変更又は調整が実施されないことを含む。以下同じ。）その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。 (現行法第3条第3項関係)

【検討・精査を要するポイント】

・合理的配慮を実施しないことが差別に含まれることの趣旨を踏まえ規定障害者権利条約における「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」の規定の仕方とその社会的影響をどう考えるか。

<条文イメージ>

(2) 国は、障害を理由とする差別の防止に関する普及啓発を図るため、障害を理由とする差別に該当するお

それのある事例の収集、整理、及び提供を行うものとする。 (新設)

【検討書精査を要するポイント】

・国が差別収集事例を行うことを明文化

5. 国民の理解

<条文イメージ>

国及び地方公共団体は、第三条に定める基本的理念に関する国民の理解を深めるよう必要な施策を講じなければならないこと。 (現行法第5条関係)

【検討・精査を要するポイント】

・国民が理解を深める対象の具体的内容

6. 国際的協調

<条文イメージ>

障害者の権利の実質的な確保並びに障害者の自立及び社会参加の支援が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、障害者に関する施策は、国際的協調の

下に行われなければならないこと。 (新設)

【検討・精査を要するポイント】

障害者施策の実施に当たっての国際的協調の規定を追加

7. 国及び地方公共団体の責務

<条文イメージ>

国及び地方公共団体は、障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止を図りつつ障害者の自立及び社会参加を支援する責務を有すること。 (現行法第4条)

【検討・精査を要するポイント】

・「障害者の福祉を増進する」を削除

8. 国民の責務

<条文イメージ>

国民は、障害の有無にかかわらず、分け隔てられることなく相互に個性と人格を尊重する社会を実現するため、障害者の人権が尊重され、障害者が差別されることなく、社会、

経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができるよう努めなければならないこと。(現行法第6条関係)

【検討・精査を要するポイント】

・実現すべき社会の在り方に関する規定ぶり

・「社会連帯の理念に基づき」、「障害者の福祉の増進に協力」の削除

## 9. 障害者週間

＜条文イメージ＞

国民の間に広く障害者の権利の擁護及び障害者に対する差別の防止についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加することを促進するため、障害者週間を設けること。(現行法第7条関係)

【検討・精査を要するポイント】

・障害者週間の目的の見直しの在り方

こと。(現行法第9条第1項関係)

【検討・精査を要するポイント】

「福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策」の削除



## 10. 施策の基本方針

＜条文イメージ＞

(1) 障害者に関する施策は、障害者の自立及び社会参加を困難にする社会的な要因を除去する観点から、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、かつ、有機的連携の下に総合的に、策定され、及び実施されなければならないこと。(現行法第8条第1項関係)

【検討・精査を要するポイント】

・社会モデルの考え方を反映した規定ぶり

・障害者施策を講ずる際の留意事項として、「性別」、「生活の実態」を追加

＜条文イメージ＞

(2) 障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害の種類及び程度による支援の格差が生ずることのないよう配慮がなされるとともに、障害者の自主性が十分に尊重され、かつ、

障害者が、自らの判断により地域において自立した日常生活を営むことができるよう配慮されなければならないこと。(現行法第8条第2項関係)

【検討・精査を要するポイント】

・制度の谷間を生まない支援の明文化に関する規定ぶり

＜条文イメージ＞

(3) 障害者に関する施策を講ずるに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴き、当該意見が尊重されなければならないこと。(新設)

【検討・精査を要するポイント】

・障害者施策を講ずるに当たって、障害当事者参画の規定を追加

## 11. 障害者基本計画等

＜条文イメージ＞

政府は、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない

## 中教審情報

中央教育審議会初等中等教育分科会  
特別支援教育の在り方に関する特別委員会

論点整理（委員長試案）

はじめに

①「障害者の権利に関する条約」が、平成18年12月、第61回国連総会において採択され、平成20年5月に発効した。我が国は平成19年9月に同条約を署名し、現在批准に向けた検討が行われているところである。平成21年12月には、内閣総理大臣を本部長とし、文部科学大臣も含め全閣僚で構成される「障害者制度改革推進本部」が設置され、当面5年間で障害者制度改革の集中期間と位置付け、改革の推進に関する総合調整、改革推進の基本的な方針の案の作成及び推進に関する

検討等を行うこととしている。同本部の下に、障害者施策の推進に関する事項について意見を求めるために「障がい者制度改革推進会議」が設置され、平成22年6月7日、同会議による第一次意見が取りまとめられた。同意見においては、「障害者の権利に関する条約」におけるインクルーシブ教育システム（包容する教育制度）構築の理念を踏まえた「地域における就学と合理的配慮の確保」、「学校教育における多様なコミュニケーション手段の保障」について同会議の問題意識が示されている。

②上記第一次意見を踏まえた平成22年6月29日の閣議決定において、各個別分野については、事項ごとに関係府省において検討することとされ、教育分野については、以下の2点が示された。

・障害のある子どもが障害のない子どもと共に教育を受けるといふ障害者権利条約のインクルーシブ教育システム構築の理念を踏まえ、体制面、財政面も含めた教育制度の在り方について、平成22年度内に障害者基本法の改正にもかかわる制度改革の基本的方向性についての結論を得べく検討を行う。

・手話・点字等による教育、発達障害、知的障害等の子どもの特性に応じた教育を実現するため、手話に通じたいろいろ者を含む教員や点字に通じた視覚障害者を含む教員等の確保や、教員の専門性向上のための具体的方策の検討の在り方について、平成24年内を目途にその基本的方向性についての結論を得る。

③これを受け、平成22年7月12日に、文部科学省より中央教育審議会初等中等教育分科会に対し審議要

請があり、同分科会の下に、本特別委員会が設置された。本特別委員会においては、平成20年8月に文部科学省に設置された「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」及び「障がい者制度改革推進会議」における検討を議論の基礎として、〇回に渡り検討を積み重ねてきたところであり、今回、その審議を論点整理として中間的に取りまとめるものである。

1. 総論

〇インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念とそれに向かっていくという方向性については、基本的に賛成。

〇インクルーシブ教育システムにおいて重要なことは、対象となる児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みの整

備。形式的に場を一緒にするのではなく、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」(カスケード)を用意しておくことが必要。

〇障害のある子と障害のない子が共に学ぶことは、共生社会の形成に向けて役に立つと考えられる。同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。

〇今後の進め方については、短期的、中期的、長期的に行う制度改革として整理し段階的に実施していく必要がある。

(1) インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の構築に向けた方向性

①障害者の権利に関する条約第24条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重、精神的・身体的な能力を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加するとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に教育を受けるといふ仕組みであり、障害のある者が「普通教育制度」(general education system、署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等・中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的な配慮が提供される等が必要とされている。(参考資料1：障害者の権利に関する条約関係条文、参考資料2：General

Education System(教育制度一般)の解釈について)

②本特別委員会は、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念とそれに向かっていくという方向性については、基本的に賛成する。

③インクルーシブ教育システムにおいて重要なことは、対象となる児童生徒に対して、その時点で教育的ニーズに最も的確にこたえる指導を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することと考える。そして、通常の小、中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった「多様な学びの場」(カスケード)を用意しておくことが適当である。(参考資料3：日本の義務教育段階の特別支援教育の連続性(カスケード)のイメージ)

④インクルーシブ教育システムの構築については、諸外国においても、それぞれの課題を抱えながら、制度設計の努力をしているという実情がある。各国とも理念的なものだけでなく、漸進的に実施してきており、日本も同様に漸進的に実施してきているところである。

⑤これまで、中央教育審議会は、平成17年12月の「特別支援教育を推進する制度の在り方について」(答申)において、「特別支援教育」の位置付けを明確化するとともに、我が国が目指すべき社会の方向性を示してきている。同答申に基づき、平成18年6月に学校教育法が改正され、特別支援教育は、平成19年4月から新たな制度として開始されたところである。以降、教職員の意識

が変わり、理解は進んできている。  
(参考資料4:平成17年12月の「特別支援教育を推進する制度の在り方について」(答申)の概要、参考資料5:現在の特別支援教育の実施状況)

⑥障害者の権利に関する条約第8条には、障害者に関する社会全体の意識を向上させる必要性が示され、教育制度のすべての段階において障害者の権利を尊重する態度を育成することが規定されている。こうした規定を踏まえれば、学校教育において、障害のある人と障害のない人が接触し、交流していくという機会を増やしていくことが非常に重要である。障害のある人との触れ合った経験は、共生社会の形成に向けて役に立つと考えられる。(参考資料1:障害者の権利に関する条約関係条文)

を行う必要がある。

④特別支援教育として、特別な指導を受けている児童生徒の割合を比べてみると、英国で約20%(障害以外の学習困難を含む)、米国で約10%となっており、日本は、特別支援学校、特別支援学級、通級による指導を受けている児童生徒は約2%程度に過ぎない。教育支援の必要な児童生徒の多くは既にインクルーシブな教育環境で学んでいると見ることができ、今後はこれらの児童生徒への教育支援を一層進展させることが必要である。(参考資料7:日、英、米の特別支援教育として特別な指導を受けている児童生徒の割合)

⑤国は、共生社会の実現に向けた国民の共通理解を一層進め、社会的な機運を醸成していくことが必要であ

(2)「共に学ぶ」ことについて

①障害のある子と障害のない子が共に学ぶことによって、障害のない子たちにとっては、障害のある子どもとその教育に対する正しい理解と認識を深め、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶなど、個人の価値を尊重する態度や自他の敬愛と協力を重んずる態度を養うことが期待できる。それぞれの子どもが授業や活動に理解や共感、あるいは参加している実感を持ちながら、充実した時間を過ごせて、生きる力を身に付けていけるかどうか、これが最も本質的な点である。

②一方、学級規模など現在の教育条件が大幅に改善されない状況で、個々の子どもの障害の状態、教育的ニーズ、学校、地域の実情等を考

る。学校教育においても、共生社会の一層の実現に向けた理解の促進を図る教育の充実を図っていく必要がある。また、財政的な措置を図る観点を含め特別支援教育に関する施策に対する優先順位を上げる必要がある。

(3)インクルーシブ教育システムと地域性

①インクルーシブな社会のためには、障害のある当事者がどれだけ社会に参加できるかということが問われる。インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、普段から地域に障害のある人がいるということが認知され、障害のある人と地域の人や保護者とが相互に理解しているこ

とも重要である。地域でどう生活支援していくかという観点も必要である。一部の自治体で実施している居

慮することなく、すべての子どもを同じ場に組み入れて教育を行うことは、形式的な平等化であり、実質的には子どもの健全な発達や子どもが適切に教育を受ける機会を与えることができず、将来、社会に参加し市民として生きることを困難にする可能性がある。財源負担も含めた国民的合意を図りながら、大きな枠組みを改善する中で、「共に育ち、共に学ぶ」体制を求めていくべきである。(参考資料6:OECD各国との初等中等教育段階における公財政支出及び平均学級規模の比較)

③インクルーシブ教育システムと特別支援教育は、いずれも共生社会の実現を目指すために必要な手段であり、同じ方向を向いているものと言える。したがって、インクルーシブ教育システムの構築のため、特別支援教育を発展させ、必要な制度改革

住地校に副次的な学籍を置くことについては、居住地域との結びつきを強めるために意義がある。今後、地域の学校に学籍を置くことについても検討していく必要がある。

②地域の実情(交通アクセス、医療、福祉サービスが充実している都市部とその対極的な地域など)は様々であるが、どの地域の学校においても等しく達成されるべきものは何であるかという点に国は留意すべきである。一方、地域の状況に応じた柔軟な選択肢があっても良いと思われる。

③インクルーシブ教育システムを構築する上では、福祉、医療、労働などの関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で広域的な地域支援のための有機的なネットワー



クが形成されることが有効であり、既に各都道府県レベルで「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、連絡協議会の設置や個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。

④上記の支援地域内の教育資源(幼、小、中、高、特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室)それぞれの単体だけでは、そこに住んでいる子ども一人一人の教育的ニーズに応えることは難しい。こうした域内の教育資源の組合せ(学校クラスター(学校群))により域内のすべての子ども一人一人の教育的ニーズに応え、各地域におけるインクルーシブ教育システムを構築することが考えられる。その際、交流及び共同学習

の推進や特別支援学校のセンター的機能の活用が効果的である。また、特別支援学校は、都道府県教育委員会に設置義務が、小・中学校は市町村教育委員会に設置義務があることから、両者の連携の円滑化を図るための仕組みを検討していく必要がある。(参考資料8:学校クラスター(学校群)のイメージ)

⑤地方公共団体は、その責務として、インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもたちの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化といった広い視野を持って取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会システムを考える必要がある。通学の利便性の向上のため、特別支援学校の分教室を設置するな

ど、特別支援教育の地域化を推進している都道府県もある。

⑥例えば、障害が重度の児童生徒に適切な教育を提供するためには、施設・整備等の基礎的条件の整備、十分な知識と技量を持った教育スタッフチームの配置・育成、看護師と教員が連携した医療的ケアの実施体制の整備が必要であるが、地域で計画的に条件整備を進める必要がある。また、キャリア教育の観点からは、ソーシャルワーク(人々の生活を社会的な視点から捉え、その解決を支援すること)が非常に重要であるが、それを学校、教員だけで行うことには無理がある。地域の中で、ソーシャルワークの機能をきちんと確保することが重要である。

⑦病院に入院した際は、病院にある学校や学級に籍を移動しなければ教

育を受けることができない。退院すると地域の学校に戻るとことや、近年は入院が短期化してきている現状を踏まえ、現在の特別支援学校、病院内の学級、病院、地域の学校のそれぞれの運用を一層柔軟にしていくべきである。

## 2. 就学相談・就学先決定の在り方について

○一人一人の教育的ニーズを保障する就学先を決定するため、また、本人・保護者、学校、教育委員会が円滑に合意形成を図るため、障害のある子どもたちの教育相談は、乳幼児期を含め早期から行うことが必要。

○就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、専門

家の意見等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当。その際、本人・保護者の意見を尊重することとし、最終的には市町村教育委員会が決定。本人・保護者と教育委員会、学校等の意見が一致しない場合の調整の仕組みについて検討していくことが必要。

○就学先決定後も、継続的な教育相談を行うとともに、その結果に合わせて柔軟に就学先の見直しを図り適切な支援を行っていくことが適当。

○市町村教育委員会は、障害のある子ども本人・保護者に対して十分な相談・情報提供ができる体制を整備することが必要。その支援のために都道府県教育委員会は、専門的な相談・助言機能を充実・強化することが必要。

### (1) 早期からの教育相談

①子どもの教育的ニーズに応じた支援を保障する就学先を決定するためには、早期から教育相談や就学相談を行うことにより、本人・保護者に十分情報を提供し、本人・保護者と学校、教育委員会が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を図りながら決定していくことが重要である。また、就学前の早期から保護者が個別の教育支援計画 作成に関わり、就学先やその後の教育や支援の在り方が決定された上で、計画の内容を関係者全員で実行していくべきである。さらに、保護者をはじめとする関係者が連携しつつ子どもの成長に合わせて随時個別の教育支援計画を改定し、必要な場合には柔軟に就学先を見直すべきである。この個別の教育支援計画は、市町村教育委員会において責任をもって作成すべきである。

②乳幼児期から幼児期にかけての専門的な教育が受けられる体制を医療・福祉・教育の連携の下に早急に確立することが必要である。特に、視覚障害特別支援学校、聴覚障害特別支援学校については、幼稚部以前の早期からの相談体制、教育体制を更に充実させることが必要である。また、今後、発達障害の早期支援も重要である。

③市町村教育委員会は、就学の相談・支援を適切に実施するため、個別的教育支援計画を作成し、医療や福祉の関係部局や近隣の特別支援学校、都道府県の特別支援教育センター等（都道府県の教育センター特別支援教育担当部門や市町村の教育センターを含む。）と連携・協力出来るようにするなど、相談・支援体制の充実に努めることが必要である。

④小学校が就学相談の窓口となり、保育所、幼稚園と日常的に連携を行うことで障害の状態やニーズを把握している自治体もある。そのため、就学相談に関する管理職研修を実施するとともに、住民向けに広報誌で周知を図っているなどの工夫が見られる。また、特別な支援を必要とする児童生徒への支援を充実するネットワークをまとめる機関を設置し、巡回相談など各種教育相談を実施させるとともに、必要に応じて、教育・保健・福祉・医療分野の連携を行っている自治体もある。これらの先行事例も参考としながら、相談・支援体制の充実に努めることが必要である。

(2) 就学先決定の仕組み

①就学基準に該当する障害のある子どもは、特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組

みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。その際、本人・保護者の意見を尊重することとし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。（参考資料9：これまでの就学に係る制度改正状況、参考資料10：新たな就学先決定の仕組み(イメージ)）

②現在、多くの自治体で障害の種類・程度等の判断について専門的立場から調査・審議を行うために設置されている「就学指導委員会」については、本人の教育的ニーズ及び本人・保護者の意向を尊重するという観点とともに、早期からの教育相談や就学先決定時のみならずその後の一貫

した支援に重点を置くという観点から、「就学指導委員会」の名称を改め、「就学・教育支援委員会」（仮称）等の名称とすることが適当である。

③学校や教育委員会が自分の子どもを進んで受け入れてくれるという姿勢が見られないと、保護者は心を開いて就学相談をすることができない。学校、市町村教育委員会は、障害のある子どもを地域で受け入れるという意識を持って就学相談・就学先決定に臨む必要がある。

④就学時に小学校段階6年間、中学校段階3年間の学びの場をすべて決めるのではなく、子どものそれぞれの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら柔軟に転学もできることを共通理解とすることが重要である。学年ごとや学期ごとなどに教育相談を行い、必要に応じて就学先を変更

できるようにしていくことが適当である。また、就学相談の初期の段階で、就学先決定についての手続きの流れや重要事項、就学先決定後も柔軟に転学できることを、本人・保護者に予め説明を行うことが必要である（就学先決定にかかるガイダンス）。このことは、就学後に学校で適切な教育がなされないといったことを原因とした二次的な障害の発生を防止する観点からも重要である。

⑤就学先を決定するに当たって、就学先の学習の様子がわからなければ保護者は判断できない。例えば、英国、米国においては、行政側が、福祉、医療など教育以外の情報も含めた適切な情報を保護者に提供し、また、他の保護者と情報交換できるセンターの設置などの取組を行っており、これらを参考に、今後日本における保護者への支援の在り方につい

て検討していく必要がある。

⑥障害のある子どもの能力を十分発達させていく上で、受入れ先の小・中学校には必要な環境整備が求められるが、障害の状態、必要とされる教育的ニーズ、学校、地域の実情等により環境整備に困難が予想される場合には、本人・保護者に予め受けられる教育や支援等について説明し、十分な理解を得るようにすることが重要である。

⑦保護者の思いと子ども本人の教育的ニーズは異なることもあり得ることに配慮する必要がある。保護者の思いを受け止めるとともに、本人に必要なものは何かを考えていく過程が必要である。そのため、市町村教育委員会が本人・保護者の意見を十分に聞き、共通認識を醸成することが重要である。（参考資料11：児

童の権利条約関連条文)

⑧市町村教育委員会が、保護者への説明、学校への指導・助言等の教育支援を適切に行うためには、専門的な知識をもった職員を配置するなどの体制整備が必要である。現行の「就学指導委員会」においても、自治体によっては、専門家の専門性が十分ではない、あるいは、単独で専門家確保することが困難といった課題もある。例えば、専門家の確保を他の自治体と共同で実施することや都道府県教育委員会からの支援を受けることも考えられる。

⑨例えば、英国、米国では、就学先決定について、本人・保護者の意見と行政の意見が一致しない場合の調整のための仕組みが用意されている。これらを参考に、今後日本における仕組みを検討していく必要がある。

④障害が発見されてから成人するまで確実に指導・支援できるような、子どもの成長記録や生活の様子、指導内容に関するあらゆる情報を記録し、必要に応じて関係機関が共有できるような相談支援ファイルを作成し、できるだけ早期に配布・活用することが必要。就学先決定、転学、就労判定する時の一つの大きな情報になり、関係者の情報共有に役立つ。

⑤社会の中で自立していくための教育という意味でキャリア教育と特別支援教育の考え方には共通するものがある。社会環境の変化が大きくなっていく中、特別支援学校・学級で行われてきている自立支援、職業教育や職場体験というものは更に発展させ、進化させていくべきである。

(4) 就学相談、就学先決定に係る国・

る。例えば、都道府県教育委員会が、その役割を担うことも考えられる。その際は、十分な専門性や、公正かつ客観的な見識を持つ構成員とすることに留意することが必要である。これについては、これまでの認定就学の事例を整理することや新たなモデル事業を実施することにより、各都道府県教育委員会において、その事例等を共有していくことが考えられる。(参考資料12:平成21年度における認定就学の状況)

(3) 一貫した支援の仕組み

①個別の教育支援計画、個別の指導計画については、現在、特別支援学校の学習指導要領には作成が明記されているが、小・中・高等学校で学ぶ障害のある児童生徒については、必要に応じて作成されることとなっており、必ず作成することとなっていない。これを障害のある児童生徒

都道府県教育委員会の役割

①障害のある子どもの実質的なニーズに対応した教育が行われているかを相談・助言できる組織を都道府県レベルで設置し、一年中いつでも相談できるような仕組みを構築するなど、都道府県教育委員会の就学先決定に係わる相談・助言機能を強化する必要がある。

②市町村教育委員会単独で、就学相談や就学支援に係る専門家の確保が困難な場合には、都道府県教育委員会が専門家を派遣するなどの措置を講ずる必要がある。また、関係者のための研修会を都道府県が実施することも考えられる。

③就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでは限界があることから、国は、何らかのモデル的なプロセスや具体例の共有

全てに拡大していくことが望ましい。

②一部の自治体では、市内在住の就学を迎える全児童を対象として、就学支援シートを作成し、それぞれの学校で保護者と担任等が子どもの学校生活、学習内容を検討するに当たり、活用しており、このような取組を拡大することも重要である。

③特別支援学校では、就労支援として、個別の教育支援計画を活用し、小学部・中学部・高等部で一貫性のあるキャリア教育を推進し、卒業後の継続した支援を行っている。また、進路指導において、子どもが自分の進路計画を自ら作っていくというような取組も始まっている。これらの取組を一層発展させるとともに、特別支援学校以外の障害のある子どもにも広げていくことが望ましい。

化を進めることが必要である。例えば、県の特別支援教育センターの職員が各市町村の就学相談委員となって、就学コーディネーターの役割を果たし、全域をサポートしている例もある。都道府県教育委員会が行う市町村教育委員会に対する支援を円滑にするための措置を講ずる必要がある。

3. 特別支援教育を推進するための人的・物的な環境整備について  
○発達障害も含め、特別支援教育の更なる環境整備が必要。

○合理的配慮については、今後、障害種ごとや、ソフト・ハードの両面から検討をしていくことが必要。

○特別支援学校と幼・小・中・高等学校との間で行われる交流及び共同



学習の推進に当たっては、例えば、居住する地域の小・中学校に副次的な学籍を持たせるなど一層の工夫が必要。

○特別支援学校のセンター的機能を一層活用することが必要。

(1) 環境整備全般

①現在、小・中学校等においては、発達障害を含め、一人一人の教育的ニーズの異なる、様々な障害のある子どもたちが学んでおり、その環境整備が課題になっている。指導方法の充実、人的・物的な環境整備、現場での意識改革、教員の指導力の向上等を総合的に進める必要がある。特に少人数学級の実現に向けた取組を進めていく必要がある。また、教育条件の整備のためには、国及び自治体の財政的な裏付けが必要である。環境整備が進まないまま、イン

を用いることも検討する必要がある。(参考資料14:ICFについて)

③合理的配慮については、教育課程や支援内容等のソフト、施設・設備の整備等のハード両面からの議論が必要である。また、障害種別の具体的な合理的配慮のイメージについては、一層の検討が必要である。合理的配慮が不十分なままでは、子どもたちに適切な教育を行うことができない。(参考資料15:合理的配慮についての特別委員会における意見等)

④合理的配慮のイメージについて、一部の教員や保護者、当事者が認識したとしても、地域における理解はまだ進んでおらず、理解促進のための啓発活動が必要である。

⑤通常の学級で指導を行う場合、現

クルージョンを進めることは、結果として教育のダンピング(特別な教育を必要とする子どもが何らの配慮もなく通常の学級で学んでいる状態)となる危険性がある。

②具体的に地域の現場において、インクルージョンを実現していくには、基礎自治体の取組が大きく影響する。その際、教育委員会だけではなく、財政の観点から首長部局の関与も重要である。

③校内の支援体制として、教員に加えて、特別支援教育支援員、スクールカウンセラー、養護教諭といった人材も有効に活用していく必要がある。

(2) 合理的配慮

①障害者の権利に関する条約第24条(教育)は、「個人に必要とされ

る合理的配慮が提供されること。」と規定している。同条約第2条によれば、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整」であり、「特定の場合において必要とされるもの」であり、かつ、その「変更及び調整」を行う主体にとっての負担という観点から、「均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」をいう、とされている。(参考資料1:障害者の権利に関する条約条文、参考資料13:合理的配慮について)

(3) 交流及び共同学習

①障害のある子どもが特別支援学校に就学する場合、地域とのつながりが希薄になることを懸念する意見がある。このため、障害のある子どもが、居住する地域とつながりを深めるため、居住地校との交流及び共同学習を進めることが必要である。

②交流及び共同学習は、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒が居住地校及び居住地地域の障害のない児童生徒と活動を共にするものである。障害のある児童生徒に

とっては、居住地の小・中学校の通常の学級において障害のない児童生徒とともに学習することで地域とのつながりを持つことができ、障害のない児童生徒にとっては、障害のある児童生徒とともに学び、多様性を尊重する心をはぐくむことができ、共生社会の実現を目指す観点とともに、子どもの成長にも大きな意味をもつ。

②障害は多様であり、例えば、肢体不自由についても医学的に様々な状態があり、それに対する合理的配慮も様々である。障害のとらえ方として、「医学モデル」に「社会モデル」を反映したICF(国際機能分類)

③一部の自治体で実施している居住地校に副次的な学籍を置くことについては、居住地校との結びつきを強めるために意義がある。この場合、居住地校交流を実施する上では、児童生徒の付添いや時間割の調整などの課題があり、その解決に向けて検討していく必要がある。(参考資料16:副次的な学籍について)

④同じ障害種別の者との交流を継続

して体験することも重要であり、例えば、通常の学級や特別支援学級で教育を受ける視覚障害の児童生徒が、視覚障害特別支援学校の児童生徒との交流を定期的実施するなど、の仕組み作りが考えられる。また、中学校・高等学校に通っている視覚障害の生徒と視覚障害特別支援学校の生徒の両方を対象とし、サマーキャンプ等で学習体験をする実践もある。その実践においては、先輩であり現役の企業等で働いている視覚障害の技術者や学校の先生が講師であり、それを支えているのが視覚障害特別支援学校の先生たちや大学の視覚障害教育にかかわっている人たちである。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の活用

①特別支援学校は、小・中学校等の教員への支援機能、特別支援教育に

関する相談・情報提供機能、障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、関係機関等との連絡・調整機能、小・中学校等の教員に対する研修協力機能、障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能といったセンター的機能を有しており、その機能を活用してインクルーシブ教育システムの中で重要な役割を果たすことが求められる。そのため、その専門性の向上にも取り組む必要がある。

②特別支援学校の教員による巡回相談等、小・中学校等と特別支援学校との連携が重要である。特別支援学校も加えた形で地域の特別支援教育の支援体制を面として作っていくことが必要である。また、特別支援学校が、地域にいる障害のある子どもの教育あるいは小・中学校の教員の専門性の確保を担っている都道府県

もある。  
③必要に応じて、分校、分教室の形で設置するなど、都道府県内に特別支援学校をバランス良く設置していくことも方策の一つとして考えられる。児童生徒の移動時間を考えると、分校、分教室の方が指導を充実できる可能性もある。小学校に設置している特別支援学校の分教室で、当該小学校のみならず周辺の小・中学校についても支援を行っている例もある。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策

○インクルーシブ教育システムの構築のため、教職員の確保や教員の専門性の向上を図るための具体的方策として、大学での教員養成の在り方、現職教職員の研修体系、採用・配置

などについて、今後検討していくことが必要。

(1) 教職員の専門性の確保

①すべての子どもに実質的に効果のある教育を実践するためには、まずは受け入れる側の教師たちの専門性を確実にあげ、指導技術を担保することが必須要件である。その際、知識だけでなく様々なスキルをどう高めていくか、そのためには何が必要かということが大きなテーマである。

②特別支援教育の専門性について、例えば、米国や英国で行われているように、高発生頻度障害（発生頻度が非常に高い障害）については基本の情報として、すべての教員が有することとし、低発生頻度障害（視覚障害、聴覚障害、盲ろう、重度・重複等）については担当教員が専門性

を高めるという形で、高発生頻度と低発生頻度を分けて専門性を向上させる取組を日本でも参考にすることが必要がある。

③小・中学校等の特別支援教育担当教員の専門性が校内に与える影響は大きいことから、特別支援教育の中核となる教員を養成し、そういった人材を障害のある子どもの教育的ニーズや学校の状況に応じ、各学校に長期に配置することが考えられる。また、特別支援学校としての障害種ごとの専門性を確保していくことを考慮した上で、同一校における教員の在職年数の延長など弾力的な人事上の配慮を行うことも求められる。

④特別支援教育コーディネーターについては、専門性を持った教員が専任で配置されることで、学校全体

の教員の資質・能力の向上に指導的な役割を果たすことが期待できることから、専門性を高めるための方策について今後検討していく必要がある。

(2) 教職員の養成・研修・免許

①すべての教員が特別支援教育についての専門性を持っていることが望ましい。現在、養成段階で、特別支援教育に関する内容を取り扱うことになっているが、通常の学級の担任、特別支援学級担当教員について何らかの専門性向上のための方策を検討していく必要がある。例えば、通常の学級の教員については、大学で特別支援教育関係の単位を修得することが望ましい。また、小・中学校等において特別支援教育を担当する教員のための免許状を創設することなども考えられる。今後、教員免許制度全般についての検討の中で、特別

支援教育関係の単位修得や免許制度の在り方等について検討される必要がある。

②都道府県や市町村での特別支援教育に関する研修をすべての教職員に必要なものとして実施するか検討が必要である。まずは、校長等管理職を対象として、特別支援教育、特に発達障害に関する研修を集中的に行うことが必要である。特別支援教育についての多様な研修とともに、学級経営、学校経営といった研修においても特別支援教育を意識して取り組む必要がある。他方、多忙な教員に配慮した効果的・効率的な研修の実施が求められる。(参考資料17:教員の特別支援教育に関する研修への参加状況)

③特別支援教育に関する教職員の資質、能力としては、すべての教職員

が最低限身に付けていなければならない特別支援教育の理念及び障害に対する基本的な知識等や、実際に特別支援教育に携わる場合に身に付けるべき専門性に関するものを、経験年次別研修や職務別研修を組み合わせることにより、身に付くようにしていくべきである。

④校内研修により、学校としての専門性を次に引き継いでいくことが重要である。国の事業として実施している「特別支援教育総合推進事業」により、校内研修を支援しており、各学校で抱える様々な課題について、特別支援学校や特別支援教育センターが助言、協議する研修を組んでいる。ただし、校内における研修は重要であるものの、OJTだけでは、体系的な知識が身に付かないことから、研修と実践を効果的に組み合わせることが適当である。(参考

資料18:特別支援教育総合推進事業)

⑤大学教授や精神科医などの発達障害に対する専門家が地域にいないといった現状があり、その対応策として、各地域にある特別支援学校が巡回相談や研修会の実施といったセンター的機能を果たしていくことも重要である。

⑥特別支援教育の支援員の活用を図るということも、各都道府県教育委員会でされているが、支援員の質向上が課題であり、研修を計画的に実施していく必要がある。

(3) 教職員への障害のある者の採用

①障害のある児童生徒にとって、障害のある教職員はロールモデル(具体的な行動技術や行動事例を模倣・学習する対象となる人材)となるこ

とから、特別支援学校等において、障害のある当事者の教職員が確保されるよう、採用や人事配置について配慮する必要がある。

**中** 中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会における論点整理に向けた主な意見等

## 1. 総論

(1) インクルーシブ教育システム(包容する教育制度)の理念・方向性

○インクルーシブ教育システムの理念・方向性については賛成である。インクルーシブ教育システムと特別支援教育の最終目的は、いずれも共生社会の実現であり、同じ方向と言える。

○インクルージョンと個別化(スペシャライゼーション)を両立しながら

ら折り合いをつけていく仕組みを作っていくことが重要である。

○インクルーシブ教育システムといっても、同じ場で共に学ばなければいけないということではない。一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育により、障害の状態に応じて、臨機応変に通級による指導、特別支援学級での教育など色々な形があつて然るべきだと思う。

○インクルーシブ教育システムにおいて重要なことは、対象となる児童生徒に対して、その時点で最も必要なニーズに最も的確にこたえる指導内容を提供できる多様で柔軟な仕組みを整備することと考える。そして、その際には児童生徒の障害の重度・重複化の傾向なども踏まえれば、信頼できる情報と正確な知識のもとで特別支援学級も、通常学級も併存的

に確保されている制度とすることが必要である。

○今の学校制度からあまり大きくは外れないところでインクルーシブ教育システム構築のために何をしていくかということが一番現実的である。

○特別支援学校あるいは特別支援学級の実践については、課題もあるが、それなりに障害当事者の児童生徒に寄り添いながら実績を重ねてきており、保護者、当事者の中にも特別支援学校や特別支援学級ではない制度を直ちに求める声は多くない。教員のみならず、地域の障害のある児童生徒以外の保護者など全体としてまだインクルーシブ教育システムに対する理解が熟成していない。

○諸外国においては、各国がそれぞ

れの課題に向かって、制度設計の努力をしているという実情がある。各国とも理念的なものだけで制度が動いているということではなく、その点を十分踏まえながら検討を進めていくべきと考えている。

○特別支援教育がスタートして4年目に入り、教員の意識が変わってきたと感じている。

○学校の教員は、日常的に障害者と接することが非常に少ない。共生社会を作っていく時に、日常的に障害のある人と障害のない人が接触していく、交流していくという機会を増やしていくことが非常に重要である。障害のある人と接することをどのように増やしていくか。将来、障害のある人と触れあいの中で育っていった人たちが今後の教育の担い手である教職員になった場合には、少

なくとも障害に対する見方、意識は全く違って来るだろうと思う。

(2) 「共に学ぶ」 ことについて  
○子ども本位で障害のある子どものニーズをできる限り受け止める制度設計ができればと思う。

○それぞれの子どもが授業や活動に理解や共感、あるいは参加感を持ちながら、充実した時間を過ごせて、生きる力を身につけていけるかどうか、これが最も本質的な点である。

○障害のある子どもの学びが保障されるのが特別支援教育だと思うが、共に学ぶという理念だけが先行してしまい、結局、通常学級の中で十分な教育が受けられない、教員の知識が不足しているといったことで、子どもが不利益を被るといったことは避けなくてはならないと思う。

○個々の子どものニーズと教育現場が直面している実情を考慮せずに、すべての子どもを同じ場に組み入れて教育を行うことは、形式的な平等化にすぎず、実質的には子どもの健全発達、将来社会に参加し市民として生きることを困難にする可能性がある。

○40人学級制など現在の教育の枠組みや体制そのものが大幅に改善されない状況で、場を共にするだけのインクルージョンを進めることは、かえって子どもたちの負担が増えるだけである。機械的に場を共にするというだけのインクルージョンを進めても、子どもたちにとっては決してプラスにはならない。今まで進められてきた特別支援教育のプラス面を継承し、マイナス面を検証し、財源負担も含めた国民的合意を図りな

がら、大きな枠組みを改善する中で、場を共にすること、その中で共に育つ・学ぶ体制を求めていくべきである。

○知的障害、発達障害のボーダーラインにいる子ども達は特別支援教育のサービスの対象として抜け落ちることがあるのではないかと。これは、障害のカテゴリーに入るか否かで判断する場合、どうしても生じてしまう問題であり、障害ではなく学習困難ということで対応することも考えられる。

○障害のある子どもを最大限に発達させるとともに、障害のない子どもも最大限発達させることも保障しなければならぬ。従って、様々な条件整備、現場での意識改革、教員の指導力の向上等々を総合的に進めていかなければならない。

○国が同じ質の教育を受けられるよう保障するとともに、財源的措置を踏まえた都道府県、市町村の自立性も重要である。

(3) インクルーシブ教育システムと地域性  
○地域の状況に応じた柔軟な選択肢があってもいいと思う。

○特別支援教育を進める中で、校内、教職員の理解は進んでいるが、保護者や地域住民の理解を得るのは難しい。

○インクルーシブ教育システムの推進に当たっては、地域に普段から障害のある方がいるということが認知され、地域の方や保護者の方に理解されることも重要である。

○インクルーシブな社会のためには、障害のある当事者がどれだけ社会に参加できるかということが問われる。

○地域というキーワードの中で、地方公共団体の責務としてはインクルーシブ教育システムを進めつつ、引き続き、障害者支援といった社会福祉施策との一層の連携を強める広い視野の中で、インクルーシブ教育システムを位置付ける必要がある。

○学籍の話ではなくて、地域生活を地域でどう支援していくかという観点も必要である。

○国内のどの地域のどのような学校であろうとも等しく達成されるべきものは何であるかについて議論を行うことであり、その際、交通アクセス、医療、福祉サービスが比較的充

実している都市部の対極にある学校も多数存在するという事実についても留意すべきである。

2. 就学相談・就学先決定の在り方について

(1) 早期からの教育相談

○就学先の決定については、学校入学時だけで対応するという考えではなく、本当に子どもの教育的ニーズを保障するためには、現実的には乳幼児期から必要な支援のあり方を考える必要がある。

○子どもの状況の早期発見と、保護者との就学指導の前提としての早期発見・相談、早期対応、ネットワークの構築が必要である。

○乳幼児期から幼児期にかけての教育相談や専門的な指導を行う体制を

医療・福祉・教育の連携の下に早急に確立することが必要である。特に盲・聾学校については、幼稚部での早期の相談体制、指導体制について検討することが必要である。

○視覚障害のある幼児児童については専門的な指導が欠かせない。一時点だけでインクルーシブを考えるのではなく、子どもの長い育ちの中で、共に学ぶ教育が必要な時期と非常に専門的な教育が必要になる時期がある。

○早期からの教育相談については、教育関係者だけでなく、特に福祉の関係者を含んだ複数での相談をしていく必要がある。

○教育と福祉が連携した早期からの総合支援体制の充実が図られている自治体もある。

○小学校が就学相談の窓口となり、保育所、幼稚園と日常的に連携を行うことで障害の状態やニーズを把握している自治体もある。そのための管理職研修を年数回実施するとともに、市民向けに広報誌で周知を図っているなどの工夫が見られる。

○特別な支援を必要とする児童生徒のためのネットワークのまとめ役の機関を設置し、巡回相談など各種教育相談を実施させるとともに、必要に応じて、教育・保健・福祉・医療分野の連携を行うという形の自治体もある。

○就学時の判断と異なる教育措置をとった児童の追跡調査をすると、中学3年までに約9割が、措置変更をして就学時の判断の就学先に通っているという自治体の例もある。

○障害のある子どもの教育について、子ども、保護者のためであることが基本であり、保護者をどれだけサポートできるかということが一番大切な問題である。英国や米国では保護者のためのシステムを作っている。

○英国では、地方行政局が、両親パートナーシップ・サービスというものを提供することが義務付けられており、保護者の権利、役割、責任を基に適切で中立的な情報を保護者に提供するほか、教育以外の必要な情報について紹介する、法律等を分かりやすく伝える、教師や行政の担当者と良いコミュニケーションを作ることができるよう研修を行う、同様に学校、地方行政局の担当者にも家族等について理解するための研修を提供するといった役割を果たしている

ものがある。

○米国では、両親のための両親研修・情報センターという理事の過半数が保護者のセンターが各地にある。保護者は、そこで他の保護者との相談などを通して情報を得た上で学校及び教育委員会と協力的にコミュニケーションをして決定していくシステムが用意されている。

(2) 就学先決定の仕組み (就学先決定)

○「特別支援教育の推進に関する調査協力者会議 審議の中間取りまとめ」の就学先決定についての提言は大変重要。就学について親の意見を過分に評価しないでほしい。就学決定において、就学先の学習の様子が分からなければ親は迷う。

○就学相談・就学先決定の在り方に

については、個別の教育支援計画の作成プロセスに、就学の前から保護者がかかわることによって行き先を決め、その内容をもとに、就学後の教育の在り方、支援の在り方が決まりそれを実行するというのが望ましいだろうと思う。そこで保護者の意向を最大限尊重していく仕組みを作っていくだろうか。

○合意形成の在り方について、保護者、学校、学校設置者の合意をもとに話し合い、就学先を決定すべきである。

○認定就学制度は、視覚障害のある児童生徒が通常学級でも点字や拡大教科書を使うことができるようになってきたという面で、大変意味のある制度改革だった。

○現在、認定就学者という形で、小・



中学校に特別支援学校の就学基準に該当する障害のある子どもが入っている事例が幾つもあると思う。今後、認定就学者の事例やデータについても参考としていくべきである。

○保護者に説明するための時間が足りず、就学指導委員会の判断の結果が機能していない。

○就学先決定を全て親に委ねるとするのは、最終的には子どものためにならないと思う。しかし、基本的には保護者が判断するための情報提供を最大限に行っていくべきとも考える。

○就学相談は、児童生徒の心の可能性を最大限に発展する、適切な対応をするという趣旨があるが、併せて保護者の心情をどれだけ共感的に理解できるかということも重要であ

る。保護者に教育に関する情報を適切に提供しつつ、判断を共にしていくというプロセスが大切である。

○当事者の意向をどうとらえるかが大切。保護者、学校、幼稚園・保育園、療育関係機関の人たちが、子どもは何を望んでいるのか酌み取り、皆でこれを探っていくのが就学相談の過程。中学校段階以降では当事者の意見は必ず聞くシステムが必要であろう。本人が納得していく過程が重要である。

○保護者の思いと子ども本人の教育的ニーズは確実に違ってくる。保護者の思いは決してニーズではないが、保護者の思いは思いとして受け止め、本人に必要なものは何かを考えていくプロセスが必要である。

○保護者との話し合いは大切にす

必要がある。保護者の意見を十分に聞き取り話し合うことが大変重要である。

○市町村教育委員会が保護者へ説明したり、教職員に指導・助言をするなどして適切な教育支援を行うためには、専門的な知識を持った職員を配置してアドバイスやアセスメントができるようにする必要がある。

○①就学判断に関わる人の専門性に差があり、子どもの発達段階を踏まえた実質的な教育的ニーズをおさえられない、②判断に使う検査の課題、③情報連携の課題、④インクルーシブ教育システムの定義が徹底されていないという課題がある。

○就学判断をするときには言語理解の専門家（言語聴覚の専門家、特別支援教育スーパーバイザー等。発達

障害等についての知識も必要。)の関わりは必須。視覚認知や作業療法などの専門家も関わるのが望ましい。

○発達障害の知識を持った医療・福祉・心理・教育の専門家が集まった機関の設置が必要であり、当該機関が全ての子どもの健全発達、将来社会に参加し市民として生きる権利保障を踏まえて弾力的に判断することが望ましい。

○単独で専門家の確保が困難な自治体は、共同措置をしたり、他の自治体に委託している例もある。

○差別禁止のための条例を定めた自治体においては、障害を理由とする不利益な取扱いとして、教育については、「本人に、必要と認められる適切な指導及び支援を受ける機会を

与えないこと」、「本人もしくはその保護者の意見を聴かないで、又は必要な説明を行わないで、入学する学校を決定すること」の2点を規定している。

○就学先の決定の際に、調整する機関が必要だということになれば、指導の専門性と、客観・公正な見識を持ち合わせる構成員を入れて調整機関を作っていくことが必要。これについては、早急にやるのではなく、モデル事業等を始めて、その結果を紹介して広げていくのが良い。

○各自治体の地域性があり、学校の所在地や設置環境が異なっている。多数の島々や山間地の学校を抱えている自治体もあり、柔軟な就学先決定の仕組みを考えていく必要がある。

(継続的な教育相談)

○就学時に今後の進路(就学先)をすべて決めてしまってよいのかは疑問。子どもが中学校で大きく変わることもある。就学先の決定に小学校6年間を大前提に決定するのではなく、子どもたちの発達の程度、適応の状況等を勘案しながら修正を加えていくことができることを前提とし、毎年柔軟に教育相談の中で就学先を検討することはできないか。

○就学先の変更が速やかに行われる仕組みが必要。就学時には、その学校に適応していると思われる児童も、1、2年経つと不応を起す可能性もある。速やかにその子のニーズに合った学校に変更できるような仕組みを是非作っていただきたい。

○入学時に特別支援学校の選択が適当であったとしても、その後の成長の過程の中で、地域に戻ることが適当になった時には、スムーズに地域に移行できるような転学の相談のスムーズ化は大変重要なものかと思う。

○就学後に就学先の変更がなされるまでの間、適切な教育がなされず、それが原因で二次障害が発生しているのではないか。就学先の決定だけを集中的に考えず柔軟な対応が求められる。

○英国では、就学先決定についての紛争解決のため、非公式な方法で話し合いをして合意に至れるようにシステムが用意されている。

○米国では、就学先決定に対する不服を裁判で争う場合、親、行政双方

にとって時間も費用もかかり、子どもはその間適切な教育を受けることができない。そこで、そのようなことになる前に調整をするシステムとして「メディエーション」という制度がある。

(3) 一貫した支援の仕組み

○教育上の指導や支援を幼児期から大人まで継続的に適切な支援をしていく必要があると考えたとき、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」は欠かせない。

○一部の自治体では、就学支援シートを市内在住の就学を迎える全児童を対象とし、それぞれの学校で保護者と担任等がそのお子さんの学校生活、学習について、随時これを活用していくこととしている。

○出生から就労まで確実に指導・支

援できるような、子どもの成長記録や生活の様子、指導内容に関するあらゆる情報を記録し、必要に応じて関係機関が共有できるようなファイルを作成し、出生届が出されたときに配布することが必要。就労の際に一つの大きな情報にもなり、転校した場合にも情報共有できる。

○就学支援シートについては、生活支援シートという形で、生まれたときから成人までまとまるようにしている自治体もある。

○キャリア教育は、社会の中で自立していくことが困難な人たちのためにという配慮から生まれてきた思想あるいは運動であり、キャリア教育と特別支援教育は根っこが同じである。キャリア教育の前身は特別支援教育とも理解できる。社会環境の変化が大きくなっていく中、特別支援

学級・学校で行われてきている自立支援、職業教育や職場体験というものは更に発展し、進化していかないとけない。

○最近のキャリア教育の取組として、小学部・中学部・高等部を設置する特別支援学校では、特に一貫性のあるキャリア教育を推進するための枠組みづくりということが行われるようになってきている。

○就労移行支援に当たっては、今、個別の教育支援計画の活用が重要視されてきており、これを活用して、特別支援学校は在学中のみならず卒業後も継続して連携支援を行っている。

○進路指導の実践において、子どもが自分の進路計画を自ら作っていくというような取組なども随分始まっ

ている。支援する観点からも個別の教育支援計画の作成がシステム化されているので、これらの取組、仕組みというものを一層発展させる形でのキャリアプランの作成が望まれる。

○読み書きだけが困難な子どもがどのくらいいるかを計算すると、4.5%、47万人いる。就労不安定者の苦手意識の中には読むのが苦手だという人が約28%いる。書くのが苦手、計算が苦手、そういった苦手意識が最終的には社会に出ていくときに1つのリスクになっていくという現実がある以上、こういった子どもたちを確実にすくい上げていく必要がある。

○キャリア教育を考えるときに家族支援の視点は大切である。家族支援が必要な場合は、専門性として、ソー

シャルワークという視点が非常に大切であり、それを先生が全部自分でやろうとすると、確実にパンクしてしまう。そこを地域の中できちんとつないでいけるソーシャルワークの機能がどこに存在するかという視点を学校もしくは地域の中できちんと押さえられているかが重要である。

○キャリア教育では、家族、保護者、地域との連携は非常に重要な要素である。家族は子どもの生涯に影響を与え、また責任もある。家族支援を通して家族を育てることとなるので、家族との連携を学校がどうしていくかは重要である。また、子どもは親を選べないが、学校の意味は、保護者の影響を超えていくと考えられる。保護者を援助することは大切で必要であるが、中核は子どもを支援していくことではないか。

○自身は、障害のない子どもと一緒に学び、遊ぶ関係を築く中で、対等にやれたという感覚を持ちながら育ってきたのが大きいと思う。もし特別支援学校に通っていたとしたら、今のように健常者に対して自然な形で付き合えるようになったかという疑問が残る。全部統合教育が良いかというそうではない。どんな道を出ても社会は一つであり、同じ社会で生きていくためにどういう道を通るのがその子にとってベストなのか、ということ意識しながら議論していきたい。

○長期間病院に入院する際は、院内学級に籍を置き、退院した際に地域の学校に戻る。こういうことが理想ではあるものの、特別支援学校、院内学級、病院、地域の学校の運用が柔軟になっていない。

○具体的に地域の現場で実現していくには、基礎自治体の取組が大きく影響する。その際、教育委員会だけではなく、首長部局も重要。財政面を軽視してはいけない。

○特別支援学校では、地域とのかわりも含めた個別的教育支援計画を作成・実践している。これをどう発展させていくかも、インクルーシブ教育システムを考える上では非常に重要なことと考える。

○特別支援教室構想は、現在、小・中学校において通級や特別支援学級の形で実施している特別支援教育について、障害のある児童・生徒の実態に応じて特別支援教育を担当する教員が柔軟に配置されるとともに、障害のある児童・生徒が、原則として通常の学級に在籍しながら、特別

(4) 就学相談、就学先決定に係る国や都道府県教育委員会の役割  
○就学相談については、それぞれの自治体の努力に任せるだけでなく、何らかのモデル的なプロセスや具体例の共有化などを検討することが最優先であり、意義がある。

○子どもの実質的なニーズが押さえられているかをしっかりと判断・相談・検証できる機関を都道府県レベルでまず設置すべき。そこで一年中いつでも相談でき、それがきちんと教育現場に返っているかを検査し、専門家による検査が行えるようにすることが大事。子どもの実質的なニーズを、保護者が必ずしも的確に表現できるとは限らない。

○就学相談や就学支援に係わる関係者の研修について、都道府県が実施すべきである。

の場で適切な指導及び必要な支援を受けられるようにするものである。

○通学の利便性の向上のため、特別支援学校の分教室を設置し、特別支援教育の地域化を推進している都道府県もある。

(2) 合理的配慮  
(合理的配慮全般)

○障害のある子どもを小・中学校で教育するための環境・施設・設備が整っていないければ、理念だけが先走ってしまいがちになり、現実的には子どもたちも教職員も、それぞれの子どもの能力を十分発達させていくことが難しくなる。

○合理的配慮の実施にあたっては、十分に環境が整い、制度設計が終わってからでないと、不十分なまま

○特別支援教育センターが各市町村の就学相談委員となって、就学コーディネーターの役割を果し、全域をサポートしている都道府県の例もある。

3. 特別支援教育を推進するための人的・物的な環境整備について

(1) 環境整備全般

○現在、小・中学校においては、発達障害の児童生徒に対する指導が課題になっているが、まだまだ人的整備が進んでいない状況である。

○特別支援教育は進んでいるが、ほとんどは各学校、教員の努力に頼っているが、人的整備を含めた様々な条件整備、現場での意識改革、教員の指導力の向上等々を総合的に進める必要がある。

では、子ども達が不便な思いをすることになる。

○教育条件の整備と財政との関係は大きく、教育条件の整備のためには、財政的な裏付けが必要である。

○障害のある人、子どもに対しては、配慮しなければならないが、障害のない人、子どもたちの関係も考慮する必要がある。

○差別、間接差別、合理的配慮を整理するのはなかなか難しいかもしれないが、この点を踏まえて議論する必要がある。

○具体的な合理的配慮のイメージについて、より一層、この委員会を含めて提案していかないと、一部の教員や保護者、当事者が認識したとしても、まだ地域全体の理解のための

啓発が必要である。

○具体的に合理的配慮を進めていく時の基準をどう示していけばいいのか。特別支援学校や特別支援学級という実践を踏まえて、それと同等が良いのか、違う形を提案していくのが良いのか。

○合理的配慮というのは社会モデルの考え方に基づいており、障害者の問題というのは、障害者が幾ら頑張っても頑張り切れない、社会の側の環境を変えていくことによって問題解決する、あるいは障害を削減できるということである。

○ハード面の整備だが、これはお金の問題が大変だが、逆に単純な問題である。より本質的な問題はソフト面であろう。ハード面ではなく、まず、ソフト面の議論をしないと

なる。対象児の中には、小学校中学年あるいは中学校入学を機に特別支援学級への学籍移動や特別支援学校への転学を希望する例が見られ、その理由として、学習進路や学習内容への不応が挙げられる。また、厳しい財政事情の中、学習支援室の設置や配置教員等の財源をどう確保するかが課題となっている。

○知的障害のある児童生徒への配慮事項として、一人一人の障害の状態等に合わせたきめ細かい「オーダーメイド」の教育課程が必要である。

○知的障害である子ども一人一人に応じた、その個性に応じた目標、内容、方法を設けることを可能とする教育課程が必要であり、教育課程編成自体が知的障害のある子どもにとって重要な合理的配慮の一つという認識ができるのではないかと

ないと思う。

○障害種ごとに合理的配慮は大きく異なる。

○日本においては、高発生頻度障害(発生頻度が非常に高い障害)が通常学級の中であまり特定されないまま中に入れ込まれてしまっているというのが問題。通常学級に既にいるたくさんの支援を必要としている子どもたちへの高発生頻度障害への配慮と、それから、盲・ろう、重度・重複等の低発生頻度障害(盲ろう、重度重複など)の専門性の養成及び維持については、別々な検討が必要なのではないか。英国や米国においては、分けて進められている。

(ソフト面)

○障害のある子ども、ない子どもと一緒に勉強する上で、垣根をなくす

○教育現場の体制整備として、校長や教員のマネジメント能力の向上、情報共有の制度化などが必要である。

○通常の小・中学校や高等学校で求められている特別支援教育は、特別支援学校の教育に準じた教育という考え方はもう通用しない。学習指導要領が改訂され、その中で通常の小・中学校においても、ニーズのある子どもについては個別の教育支援計画を作成して指導するようになっており、それらの指導の教育課程や内容については、小・中学校の学習指導要領に示されておらず、特別支援学校の学習指導要領を参考にしながら指導するとなっている。ところが、例えば発達障害、LD、ADHD、自閉症になると、特別支援学校には自閉症や発達障害という障害種別がないことが

ためのカリキュラムを含め、意識を変えていくためのカリキュラム作りが必要である。

○小・中学校で自立活動の指導を可能にするため、「特別な指導」の教育課程上の位置付けを明確にする学習指導要領の改訂が必要である。

○都道府県の実践例によれば、通常の学級で指導を行う場合、現行制度では、障害の重い児童生徒でも、通常の小・中学校の学習指導要領における教育課程を行う必要があり、重い知的障害の場合には、障害のない児童生徒の学習内容や学習活動と一体化した学習には困難さがあり、教育課程の編成が難しい。対象児の学年が上がるにつれて当該学年で求められる学習課題と対象児の理解力のレベルの差が開いていく傾向があり、とりわけ中学校段階では顕著に

ら、そのための教育課程というのは示されてない。

○幼稚園では障害のある幼児が在籍しており、障害のない子どもとともに生活を楽しんでいることが多く、時間、空間の区切りが緩やかで、子どもたちが受け入れられやすいし、一緒に学ぶ時間も多し。小・中学校では、一緒に学びつつも、場合により障害の種類や程度に応じて違う教育を考えつつ、バランスが大切と考えている。子どもの学びのスタイルの視点からも検討が必要。集団の中で何を学んでいるかについても焦点を当てて議論が進んでいけばと思う。

○就労との連携が教育現場には必要であり、子どもたちが達成感や成功体験を感じる上で、教室の現場だけではなく、クラブ活動、校外活動、交流授業が大変効果があると聞いて

いる。

○教科書・教材については、教科書バリアフリー法ができて最初の一步として進められているが、今後どのような形で教材をどのような子どもたちに提供していくのか、検討していくことが必要である。

○合理的配慮については、日々の教育の場で提供するもののほか、全国で行われる共通試験を実施するときに提供するものを整理していくことが必要と思う。米国では、試験においては、その結果がその合理的配慮によって影響を受けてしまうことを避けるため、合理的配慮は、あくまで試験を受けることのアクセスを容易にするもので、試験のパフォーマンスのプラスにならないものとするが必要とされている。

○安全管理や情報保障のための支援員の配置が必要である。

○支援員に加えて、巡回アドバイザーとして、小・中学校を巡回して指導する教員を配置している都道府県の例もある。

○教育現場の体制整備として、クールダウンスペースの設置、リレーションルームの設置、学習スタイルの多様化を踏まえた教科書・副教材の提供、情報保障としての図書室/図書館の充実、校外委嘱等アウトソーシングなどが必要である。

○指導と一体化させた教材教具の普及が必要である。

○環境整備については、特別支援学校の状況が大変厳しい。充実した特別支援教育を保護者が期待して、特

○英国では、学校についての差別禁止義務があり、障害のある子どもの入学に適切に対応しているか、停学や退学について障害であることを考慮しているか、あるいはその障害に対して合理的な手順を踏んだか、日常的な教育や関連サービスにおいてとった行動が差別になっていないか、といったことが問われる。また、企画義務として、物理的な施設へのアクセスや情報をアクセシブルなフォーマットで障害のある生徒に提供すること、教育課程へのアクセスがあり、これらについては、一定の長い時間をかけて戦略的・計画的に進めている。

○知的障害を伴う自閉症の子どもが見通しを立てながら生活を送っていくためには、まず入れる情報の数を制限するというのは、一番大切な合理的配慮ではないか。小学校、特

別支援学校を希望する場合が増えてきている。

○肢体不自由や病弱のある児童生徒への配慮事項として、バリアフリー環境の整備、外部専門家と連携した専門的指導が必要である。また、医療的ケアを必要とする児童生徒については、安心して通学できる環境が整った特別支援学校でなければ生命の保障すらならず、濃厚な医療や全面的な介助が必要な児童生徒の教育の在り方については、現実を直視した合理的配慮の検討が必要である。

○重度心身障害児への適切な教育が行われるためには、学校での適切な空間的環境などの基礎的条件の整備、十分な知識と技量を持った教育スタッフチームの配置・育成、看護師と教員が連携した学校における医療的ケアの実施体制の整備が必要で

に学級の中の環境というのは、自閉を伴う子どもにとって苦痛を伴うと言ってもおかしくないような、たくさんの情報にあふれた環境になっており、ある程度情報が制御されたような状態を事前に整えなければいけない。

○国は、ろう学校教員が手話言語を習得し、指導するための教材を開発し、全てのろう学校に無償で配布すること、ろう学校教職員の手話言語力、手話指導力及び学習指導力を習得するために研修制度を実施しその普及に努めることが必要である。

(ハード面)

○通常の学級では介助員など様々な人材が必要になる。また、高学年になると全体での学習が難しくなってくる。

ある。

○重症心身障害児の教育上の配慮について、医療的に重度だから特別支援学校ではならなくてはならないということではなく、通常の学校でも十分進められるべき。ただ、全国的に費用について制約がある中で、このような子どもたちが学校に通えるためにはシステムとして、いままでの体制で進められてきたことが継承されるべきである。

○視覚や聴覚に障害のある児童生徒への配慮事項として、点字・手話等のさまざまなコミュニケーション手段の保障及び早期からの教育、障害に配慮した学習環境の整備、同じ学習環境で学ぶための一定程度の集団の確保、専門的指導・支援のための設備・機器の整備が大切である。



○ろう児には集団性が担保されるろう学校が最も適した環境であり、ろう学校を制度的に整備することが必要である。そのためには、①集団生活における言語力及びコミュニケーション力を育成するシステム(教職員等の手話言語力、手話指導力、学科指導力の向上のための研修、評価など)、②インクルーシブ社会における個々の役割と活躍が期待され、自らの障害を認識するシステム(原則としてろう学校に主籍、地域の小・中学校に支援籍を置き地域の子どもとして学習するなど)、③地域社会とのネットワークを築き、地域社会に貢献し、インクルーシブ社会を推進するシステムの構築が必要である。

(3) 交流及び共同学習

○交流及び共同学習は、特別支援学

ある。

○副次的な籍については、無理のない交流の機会としてうまく使えば障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒のお互いの交流を深めたり進めたりすることができる機会ではあるが、現状では、その移動、通学が保護者の負担となっている。寄宿舎に入っている場合もある。また、教育課程上の問題としては、両校で時間割りの調整も必要である。

○交流及び共同学習を進める上で、人的な支援が重要であり、社会福祉協議会と特別支援学校が連携することが必要である。

○小・中学校の通常の学級に在籍している発達障害などの特別な教育的ニーズのある児童生徒が、日々の学校生活の中で地域や同級生とのかか

校や特別支援学級に在籍している児童生徒が居住地の小・中学校の通常の学級において学習を行うもので、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒は、その障害に応じた専門的な教育を受けることができる一方、居住地の小・中学校の通常の学級において支援籍を取得し、障害のない児童生徒とともに学習することで地域とのつながりを持つことができ、障害のない児童生徒にとっては、支援籍学習で障害のある児童生徒とともに学び心のバリアフリーを育むことができると考える。

○共生社会の実現を目指す観点から、交流及び共同学習の意味というのは子どものキャリア形成にも非常に大きな期待があると考えており、子どもがお互いに学び合ったり、気づき合ったり、教え合ったりするというような関係の深まりというのが

わりが持てる一方、その教育的ニーズに応じた専門的な教育を特別支援学級で受けることができることした都道府県の例もある。

○小・中学校の通常の学級や特別支援学級に在籍している児童生徒は、日ごろから地域社会の中で生活をしているので、地域とのつながりは強いと考えられる一方、個々の障害や特別な教育的ニーズに応じた専門的な指導が必要となった時には、小・中学校の中で学習を受けるだけでは不十分なこともあり、特別支援学校において、その障害等に応じた必要な学習をすることができることした都道府県の例もある。

○地域で夏休み、土曜日・日曜日を過ごすこともあり、インクルーシブ教育システムの中に地域生活も含めた考え方をとり、それで居住地で

実現でき、非常に重要なことである。

○「副籍」の全国的な実施がノーマライゼーションの段階的な第一歩である。このような制度を各地域で展開していく中で、具体的な課題や色々な実施状況が見えてくるのではないか。

○居住地校との交流及び共同学習により、居住地校の児童生徒、教職員、保護者の障害のある児童生徒に対する理解の深まりが見られる、また、事業趣旨についての理解度が高い学校は交流が活発になり、かつ有効な活動が見られる、さらに、担任が居住地校学習に付添で行く場合、残された児童生徒の教育活動のための後補充講師の配置をしている都道府県の例もある。ただし、学年が上がるにつれて、どのような活動内容を設定するかが難しいという課題も

色々な交流ができるような支援計画を作成していくのも一つの方法である。

○同じ障害者の集団を体験する必要性があり、例えば「逆副籍」として盲学校との交流を定期的実施するなどの仕組み作りが必要である。

○中学校・高等学校に通っている視覚障害の生徒たち、及び盲学校の生徒たち、両方対象とし、サマーキャンプのような形で募集し、特に理科系の科学、数学といった学習体験をする。なおかつ、講師は先輩であり現役の視覚障害の企業で働いている技術者、支援技術の開発企業に勤めている人や学校の先生であり、それを支えているのが盲学校の先生たちや大学の視覚障害教育にかかわっている人たち、といった実践もある。

(4) 特別支援学校のセンター的機能の活用

○特別支援学校のセンター的機能による巡回相談等、小・中学校等と特別支援学校との連携が重要。特別支援学校を中心とした地域での支援体制を作る中で、専門性を高めることが重要である。

○各特別支援学校においては、真摯にその指導技術の向上に取り組み、自校の児童生徒だけでなく、地域の小・中学校等への巡回相談を行うなど、センター的機能も発揮しており、特別支援教育に関しても最も高度な専門性を有する教育機関としての特別支援学校の存在意義は、これからますます大きくなると考えている。

○小規模でも良いので、なるべく地域に特別支援学校を設置することは必要ではないか。先生の移動などを

考えても間接的な支援の内容も濃くなってくるのではないかと思う。

○分教室の運営については、学校運営の工夫が求められる。運営の仕方によっては非常に良い取組が生まれる形態である。都道府県の実践例として、小学校に設置している特別支援学校の分教室では、当該小学校のみならず周辺の小・中学校についても支援を行っている。教育活動では可能な行事は一緒にやっており、地域の方に認知される取組になっている。

○特別支援学校のセンター的機能により、地域にいる障害のある子どもあるいは小・中学校の教員に対し、聴覚障害特別支援学校、肢体不自由特別支援学校等が定期的な指導を行うなど専門性の担保を図っている都道府県もある。

○全盲生徒を中学校で受け入れている自治体では、ハードの整備、点訳の有償ボランティア、歩行訓練士の確保をしているものの、常勤は難しいので、盲学校から定期的な支援を得ている。

4. 教職員の確保及び専門性向上のための方策

(1) 教職員の専門性の確保

○教員の専門性を向上させることがインクルーシブ教育システム、特別支援教育の理念を実現することと考える。

○校長、教員の意識改革をして専門性を高めなければいけない。

○専門性について、米国や英国で行われているように、高発生頻度障害については基本の情報としてみんなが有することとし、低発生頻度障害については専門性を高めるという形で、高発生頻度と低発生頻度を分けて専門性を向上させる取組が日本でも必要である。

○教職員の専門性とは、障害種別に特化した指導力と考えられるが、現状では、子どもたちは重度重複化が顕著であり、多様な要求に応えていくことが必要。

○障害種ごとの専門性の確保としては、教員がすべての専門性を担うのではなく、特に医療的ケアの問題の場合は指導医等との協力、それから外部専門家の協力いただき、教育活動も進めていくということも必要である。

○担任だけで、障害の重い子どもを受け入れるのは難しい。校内の特別支援学級担当教員から指導内容・方法について助言を受けたり、教育委員会から加配を受け、担任が主体となって校内の委員会等で十分議論を重ねて対応を考えていくべきである。

○専門性を持った教員が専任で配置され、コーディネーターとしてきちっとやっていくことが、教員の資質・能力の向上に関わってくる。

○担当教員が短期間で異動することは大きな影響を生ずるため、各地方公共団体の判断により、特別支援学校としての障害種ごとの専門性の確保を考慮しつつ、同一校における教員の在職年数の延長、それから適切な異動など弾力的な人事上の配慮を

行うことが求められる

○様々な状況の子どもへ対応するためには、教職員の質の向上と支援体制の確立は不可欠。指導する幼児児童生徒を育てるばかりでなく、教職員のメンタルケアのためにも必要である。

○専門性の確保について、取組の成果をどのように検証していくかが重要。研修の結果として特別支援教育の質、あるいは学級経営にどのように反映されているかが重要である。

○専門性の中で最も重要なのはファミリーサポート、家族支援になると思う。いわゆる家族支援を重要な形として位置付けるべき。教育は育ちの中の1つであり、特別支援教育の個別的教育支援計画は、教育だけでなく、福祉とか、労働とか、さまざま

まな分野との連携が前提になっており、地域との連携といった制度・仕組みについても、一定の基本的な知識を持っておく必要がある。

○特別支援教育の支援員の活用を図るといっても、各都道府県教育委員会でされているが、支援員の質向上が課題である。

○大学との連携により、校内研修における専門的な指導や院生・学生のボランティアが放課後の学習支援教室に協力してもらっており、こういった取組を全国の小・中学校で可能となるようにしていかないといけない。

○教員の専門性の確保が現在の特別支援学級設置校の大きな課題。子どもたちが通常の学級に入った時に、彼らの学ぶ権利が今以上に充実した

ものになるのかは大きな疑問。その実現のためには、体制、財政の整備について議論を進める必要がある。

○特別支援学級については、特別支援学校教諭免許状保有者や特別支援学級担当となってから免許状を取得した者が継続して携わること、教職大学大学院、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携、放送大学の活用など幅広い取組により専門性を確保している都道府県の例もある。

○特別支援学級の設置、通級による指導の担当者の加配が課題となっている。特別支援学級に在籍する児童・生徒の障害の重複化に伴い、特別支援学級の担当者による通常の学級への指導など弾力的な運用が困難になっている状況もある。また、特別支援学級の担当者が特別支援教育に

関する校内研究を推進している場合も多いものの、通常学級との指導上の連携を図るためには、さらに高い専門性とコーディネーターの役割が求められる。これらに伴い担当教員の育成が大きな課題となっている。また、特別支援学校と特別支援教育センターとの連携について検討が必要である。

○全国特別支援学級設置学校長協会と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所による特別支援学級の設置学校を対象にした調査によれば、「特別支援学級担当者に特別支援学校での教職経験がある学校」は約4分の1、また、「特別支援学級を担当した経験年数について」は、55%の教員が1年から5年までの特別支援学級での経験しかない。さらに、「特別支援学級担当者の特別支援学校教員免許の必要性について」74%

の校長が、特別支援学級の担当教員には特別支援学校の教員の免許状が必要であると回答している。全国的には21年度、小・中学校合わせて31.6%の保有率である。特別支援学校の免許状ではなく特別支援学級の免許状ということも考えられる。「特別支援学級担当者に対する特別支援学校や特別支援学級での指導の経験の必要性」については、78%の校長が経験が必要と回答している。校長として、特別支援学級の各担当者に望むことは、第一に専門性の中の人間的なもの、第二に、特別支援教育に関する知見、あるいは障害そのものについての知見、第三に、保護者や同僚との人間関係をうまく保てるような、そんな社会性を持った教員と回答している。

○管理職が特別支援学級の担任には免許を持っている者を優先すると

もに、担当者も自己努力することで、保有率は高まる。

○特別支援学校の中にも知的障害があって学習障害があるとか、重複障害の方は多くおり、特別支援教育を専門にする教員は、発達障害のことを抜きには語れない。

○仲間がいて、自分たちの存在を全面的に肯定してくれるような他者がいる場所というのは、子どもたちにとって重要な場所。しかし、今の盲学校では、その機能が色々な意味で劣化してきている。まず、集団教育が成り立たなくなってきたり、専門性を持った教員も減ってきている。

(2) 教職員の養成・研修  
(教員養成について)

○通常一般の教員免許を取得する際にも、特別支援教育についての学びの機会というものがあったほうがいい。

○今後、通常学級の担任も当然、特別支援教育に関しての何らかの専門性が必要。特別支援学級や、通常学級に在籍する発達障害の子どもたちに関係するような免許状を別のルートで作る必要があるかと思う。全ての教員が持っているというのがこれからの特別支援教育を進める上で非常に重要な教員の専門性になるのではと思う。

○特別支援教育の確かな専門性の向上のためには、特別支援学校だけではなく、通常の幼・小・中・高等学校にも専門性を有する人材の配置が必要である。通常の学級においても支援の必要な児童生徒がいることが

明らかになっている。通常の小・中学校、特別支援学級、通級による指導、あるいは通常の学級における指導に適したような教員免許状に変更すべき。特別支援教育教諭免許状にすることによって、例えば大学におけるカリキュラムにおいても、特別支援学校のようなカリキュラムではなく、通級における指導や通常の学級における発達障害等のある子どもに対する指導も意識したようなカリキュラムができると思う。

○特別支援学級の教員の専門性の担保として、教員の自主的な研修による資格取得を認めることも考えられるのではないかと。特別支援学級の担当だからといって、多忙な教員が特別支援学校教諭免許状を必ず取らなければいけないとするのは疑問である。

て勤務時間を1日15分短縮することが求められている。年間では50時間にもなる。そのような中、どうやって研修を入れていくか。第三に、現在の学校教育に対する課題は、新教育課程への対応、小学校では英語活動、情報化への対応、キャリア教育、日本語の話せない児童生徒への問題、どれも研修が求められる。

○国の事業として実施している「特別支援教育総合推進事業」により、校内の研修を支援するという方法を取っている。各学校で抱える様々な課題について、特別支援学校や特別支援教育センターが助言、協議する研修を組んでいる。

○OJTの形で、普段の業務を務めながらその中で研修ができていく、といったことを今後考えていく必要があるのではないかと。

○米国、英国では、分離型の特別な場での特殊教育のための教員養成と、通常学級の中で障害のある子どものニーズに対応したり配慮したりしていく教員養成は同じではない。特に幼少時、3歳から10歳までの早期教育及び小学部低学年の免許は、特別支援教育と通常教育の両方取得せざるを得ない。また、その実習は通常学級の中で多く行うことになっている。日本も、このようなことについて検討していく必要がある。

○ヨーロッパ等では、教員養成において、早期支援と家族支援の考え方が最初の重要なカリキュラムとして位置付けられている。

(教職員の研修について)

○都道府県や市町村での特別支援教育に関する研修は全ての教職員に必

○校内の研修により、その専門性を次に引き継いでいくということで、各学校は非常に校内研修に力を入れている。

○特別支援学校は、各学校で、専門研修を継続してやっていくというのがまず基本であり、教育委員会、国、大学、その他外部機関がやっている研修に参加していく、という形である。

○特別支援教育センターを設置し、教育相談、就学相談、教員研修などを担い、積極的に特別支援教育の理解、啓発を行っている都道府県の例もある。

○大学教授や精神科医などの発達障害に対する専門家が地元にはいないといった現状があり、その対応策とし

要。理論だけでなく、実習を通して子ども達への対応を実感できるものもある。多様な特別支援の研修が重要である。

○インクルーシブ教育で一番重要なものはマネジメントであると思っている。如何にすべての子どもに平等な教育を行っていくかを考えた時に、問われるのは学校長、各担任レベルが有している学級のマネジメント力だと思う。そのため、エビデンスベースの学級のマネジメントを指導するような研修、プログラムを導入する必要があると思う。

○効率的で有効な研修をすることが重要である。現職の教師の資質を向上するには研修は大きな方法であるが、現状を踏まえて行うべきである。第一に、教員の多忙感が非常に強い、第二に改正労働基準法の施行によっ

て、各地域にある特別支援学校が巡回相談や研修会の実施といったセンタ一的機能を進めている都道府県の例もある。

○県総合教育センターが毎年計画的に離島を訪問して行う移動研修講座を実施している。離島の教職員が総合教育センターまで来ると前泊と後泊が必要になることから、移動研修講座は参加者の負担軽減や参加の容易さという面で配慮している。

○特別支援教育に関する教職員の資質、能力としては、すべての教職員が最低限身につけていなければならない特別支援教育の理念や障害に対する基本的な知識等と、次に、実際に特別支援教育に携わる場合に身につけるべき専門性に関するものを経験年次別研修や職務別研修を組み合わせることにより、これからの資質

が身に付くようにしている。

(3) 教職員への障害のある者の採用

○日本では、地域の学校、特別支援学校でも障害のある当事者の教員があまりにも少ないと思う。そのような教員たちの教え子が社会に積極的に参加できる社会をつくるならば、当事者が教育の中で活躍できるかたちをバックアップしていく役割があるのではないか。

○障害のある児童・生徒のロールモデルであり、かつ学校卒業後の社会生活への道先案内人となるべく、同じ障害のある教員、支援員、職員を特別支援学校、特別支援学級、寄宿舎あるいは障害のある児童生徒が在籍する一般学級のある学校に一定数配置することが必要である。

○障害のある子どもがロールモデルとなる障害のある先生の話を知ることができるといことは、親にとっても、将来、自分の子どもが育っていく姿を考えると非常に大事なことになる。障害のある教職員の配置を積極的に広げていくことが必要である。





平成22年度 善意銀行助成金による 自閉症児者と共に楽しむスポーツ・体操教室  
 主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

**スポーツ教室と ふれあいフレッシュ体操のご案内**

障がいのある人も ない人も  
 自閉症の人もそうでない人も  
 みんなで過ごす ひとときを!!

フライングディスクや サーキット運動など 楽しみながらのスポーツ教室と イラスト: 渡邊力斗くん  
 音楽に合わせて体を動かしたりの 盛りだくさんのプログラムを用意しています。

\* 11月27日の場所が変更 : 奈良県心身障害者福祉センター 体育館

日時	プログラム	場 所
① 8月28日(土)	9:30(受付)	県営福祉パーク 多目的運動ホール (冷暖房あり)
② 9月25日(土)		
③ 10月31日(日)	10:00~ 10:50 スポーツ教室	講師 櫻井 祥二
④ 11月27日(土)	11:00 ~ 11:50	11月のみ 田原本福祉センター
⑤ 1月16日(日)	ふれあいフレッシュ体操	講師 木村 由子
⑥ 2月6日(日)		

申込み・問い合わせ先 TEL・FAX 0744-33-5851

E-mail hajime.1216@nike.eonet.ne.jp 櫻井

\*参加希望の方は 必ず申し込みをお願いいたします。

途中から参加希望される方は、人数の都合によりお受けできない時がありますので、ご了承ください。

\*年齢は問いません。

\*講師・会場の都合により、日時・場所の変更もあります事をご了承ください。

\*参加の場合は、必ず付き添いの方をお願いいたします。

\*兄弟参加もOKですが、保護者の責任の下、よろしく願いいたします。

FAX (電話でも可) 0744-33-5851 メール hajime.1216@nike.eonet.ne.jp

スポーツ教室とふれあいフレッシュ体操申し込みいたします。

参加者氏名 \_\_\_\_\_ 年齢 \_\_\_\_\_ 所属 \_\_\_\_\_

〒

住所 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

\*Oをつけて下さい。

一緒に参加される方 家族 ( 父・母・兄弟・ その他 ) ヘルパーさん

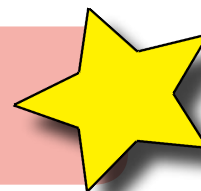
\*参加される方は 運動しやすい服装でお願いいたします。

平成22年度 赤い羽根共同募金助成金事業

自閉症理解の為の映画上映会&講演会



## 星の国から孫ふたり



主催 特定非営利活動法人奈良県自閉症協会

文部科学省選定作品、厚生労働省社会保障審議会推薦児童福祉文化財、

～「自閉症児」からの贈りもの～

ノンフィクション作家門野晴子さんが米国で暮らす自閉症の孫2人との触れあいを描いた『星の国から孫ふたり』—パークレーで育つ「自閉症児」—を映画化した、槇坪多鶴子監督7作品目の「星の国から孫ふたり」を映画上映することになりました。療育や支援のヒントもちりばめてあり、自閉症という見た目にはわかりにくい違いのある子ども達のことを知らない人にも理解してもらえる、わかりやすい映画です。たくさんの方に観ていただきたく2回上映いたします。是非皆様お誘いあわせの上、都合のよい回にお越しください。

日時 平成22年12月26日(日)  
午前の部 10:00～開場・受付開始  
10:20～槇坪監督舞台挨拶  
10:30～1回目映画上映(上映時間95分)[字幕付き]  
午後の部 13:00～開場・受付開始  
13:20～槇坪監督舞台挨拶  
13:30～2回目映画上映(上映時間95分)  
15:15～槇坪監督「共に生きる」講演会(40分)



映画上映開始時間等若干の変更があるかもしれません。

場所 奈良県文化会館 小ホール  
〒630-8213 奈良県奈良市登大路町6-2  
TEL:0742-23-8921 FAX:0742-22-8003

駐車場は収容台数が限られておりますので、なるべく公共交通機関でお越しください。

近鉄奈良駅から1番出口を出てそのまま東へ徒歩約5分(奈良県庁の手前、西隣)

JR奈良駅から奈良交通バスにて「県庁前」バス停下車北西へ徒歩2分

定員 300人

参加費 無料(カンパ箱を設置していますので、ご協力よろしくお願ひします。)

申し込み不要 当日受付しますので直接会場にお越し下さい。

★ただし事前に申し込みをいただいた方にはお席の確保をいたします。

万が一、満席の場合は事前申し込みの方が優先になります。

お問い合わせ・申込先 上島 FAX 0744-33-4755  
光野 FAX 0742-71-4088  
メール nahi-kon@m3.kcn.ne.jp



平成22年度独立行政法人社会福祉医療機構助成 「発達障害児者の権利擁護と生活支援環境整備事業」

特定非営利活動法人奈良県自閉症協会 主催

**自閉症の理解と支援の為の連続講座**

**第4回 「自閉症の理解と支援 ～司法の立場から」**

**講師 辻川 圭乃氏 (弁護士)**

日時 平成22年 12月4日 (土) 13:30~16:00 (13:10受付)

場所 奈良市男女参画センター あすなら 大会議室市民活動部 人権文化推進室 男女共同参画課

奈良市三条本町8番1号 JR奈良駅 西出口すぐ

電話 (0742-34-1525) danjokyoudou@city.nara.lg.jp

◇辻川圭乃 (つじかわ たまの) 先生 (辻川法律事務所 大阪弁護士会所属)

地域の中で暮らせるよう擁護、パンフ作りイラストなどで紹介

例えばコンビニエンスストアで、商品を乱暴に扱ったり並び替える▽キョロキョロしてレジの前でもじもじしている。「こんな人がいた時は、やさしい言葉でゆっくりと話しかけて」プロテクション・アンド・アドボカシー大阪 (P&A大阪) が作成した、知的障害などを抱える人たちの行動の特徴をイラストで分かりやすく紹介し、コミュニケーション法を伝えるパンフレットは大きな反響を呼び、全国に広がっている。「大阪人気質か、思いついたらまずやってみるのがモットー。障害のある子を持つお母さんたちにも『こういうのが欲しかった』と歓迎された」

プロテクション (権利擁護)・アンド・アドボカシー (代弁) とは、「障害者本人の力を引き出して守る」との意味。米国などでは、障害者を施設に閉じ込めるのではなく、地域の中で暮らすという考えが主流で、日本でも定着し始めている。しかし、障害者は物事を理解したり表現する力が弱いため、犯罪の被害者になったり、逆に「加害者」にされてしまうことも多いという。そんな状況を改善しようと啓発活動などに取り組んできた。01年6月、障害者団体が発行する雑誌の呼びかけで、弁護士仲間らと米国へ障害者支援の取り組みを視察に行き、行政も含め支援が手厚いことに驚いた。約5カ月後にP&A大阪を発足させ、作成したパンフレットをコンビニや鉄道会社、警察署などに配ったり、障害者を対象に自分の身を守るためのワークショップを開いている。「身体障害者につえやスロープが必要なように、知的障害者が地域で暮らすには周囲の理解が不可欠なんです」

**参加費 1,000円 定員 120名 申し込み無しでも当日参加可能です。**

問い合わせ・参加申し込み 事前質問申し込み先

TEL・FAX 0742-36-0205 asj\_nara\_oomiya@yahoo.co.jp

☆事前に辻川先生への 質問の事前受付を致します。

ふりがな		性別・年齢	会員の有無
名前		男・女 ( ) 歳	会員 非会員
TEL/FAX		mailaddress (携帯可)	
所属先	あなたの お立場を 教えて下さい。保護者・家族・教育関係者・福祉関係者・その他		
☆ 支援している人の (対象) 年齢 ( ) 歳		☆ 支援を始めて ( ) 年目	
質問内容を簡単にお書き下さい。(書ききれない時は別用紙でお送り下さい。質問なし参加申し込みのみでもOK)			

★皆様の質問を参考に 先生のお話内容も検討いたしますので 是非 事前のご参加申し込みと 質問をお寄せ下さい。事前申し込みをされた方が 当日の質問優先にさせていただきます。 但し 回答頂けない場合もあります事をご了承ください。お送り頂いた個人情報は慎重に取り扱い致しますのでご安心下さい。

平成22年度独立行政法人福祉医療機構助成事業「自閉症児者の事業」

主催 特定非営利活動法人 奈良県自閉症協会

## 成人支援者の為の勉強会ご案内

早期発見、早期療育の大切さは 認知されてきましたが、自閉症スペクトラムの人の支援は生涯に渡って継続が必要です。昨年度に引き続き、成人の方や成人へ移行年齢の方の支援をされている方を対象に セミナーを計画いたしました。質の高い、きめ細やかな支援を展開できるよう、情報提供をはじめ仲間作り、幅広い様々な支援ニーズに連携して対応しながら 支援の成果蓄積をめざしたいと思っております。学校の先生や福祉関係者、支援関係の方のご参加をお待ちしております。

日時 9/7(火)・10/20(水)・11/17(水)・12/21(火)・1/18(火)

午後 6:30~8:30

場所 奈良商工会議所 A 会議室 <http://www.nara-cci.or.jp/access/index.html>

奈良市登大路町36-2 \*近鉄奈良駅 1番出口 すぐ

### 内容・講師

- ① 9/7(火) 自閉症の特性と支援の原則
- ② 10/20(水) 評価と個別プログラム
- ③ 11/17(水) 施設入所の取り組み  
大中りよこ(すくよか北棟 病棟長)
- ④ 12/21(火)「就労での取り組み」  
高橋亜希子(アクトおおさか)
- ⑤ 1/18(火) 行動マネジメント、Q & A  
中山清司

### 講師

中山清司先生

(北摂杉の子会スーパーバイザー兼工房あすく施設長) 他

成人支援実践者の方

参加費 無料

定員 50名

参加申込み FAX 又は メールにて 申込み締め切り 10月31日

参加対象者 中学生以上の支援をされている方で 原則全5回とも参加できる方

TEL・FAX 0742-36-0205 asj\_nara\_oomiya@yahoo.co.jp

連絡先	電話/FAX		Mail	
	所属先	住所		
	希望の返信方法：FAX、メール *どちらかの方法のみでお願いします。 希望多数の場合は、主催者にて選考させていただきます。ご了承ください。			

該当するところにチェックと記入をお願いします。

☆支援している人の(対象)年齢( )歳 ☆支援を初めて( )年目

構造化支援をして( )年目 支援について悩んでいる。 奈良県自閉症協会講演会に来たことがある。 奈良県自閉症協会活動ボランティアの経験あり

参加希望動機【 】

○自閉症法案議会通過

2010年10月15日 11:00

王室の承認に進む

自閉症法案が議会の審議を通り、王室の承認に進んだ。

この自閉症法案の発端は、自閉症者の待遇向上を求めた英国自閉症協会 (NAS、the National Autistic Society) のキャンペーンだった。

法案は英国自閉症協会 (NAS) が作った草案からはじまった。そして英国議会保守党議員 Cheryl Gillan 氏がこの草案を保守党の法案として採用した。そして議会で1年にわたり審議され議会を通過した。あとは王室の承認を受けて法律になるのを待つばかりだ。

自閉症者に向けたサービスの向上  
今後 NHS や地方自治体はこの法律により新たな義務を負う事になる。自閉症者に医療サービスを与える義務、メンタルトレーニングおよび職

業訓練などの社会適応トレーニングを与える義務、ケアスタッフをつける義務などだ。以下英障がい者サイト Disability Now に掲載されたインタビュー記事。

NAS 最高責任者 Mark Lever 氏

何千人もの自閉症成人が社会的支援の不足が原因でメンタル面での困難を被っている。1年にわたる法案の審議の末、王室の承認にまでたどりついた。自閉症成人は今分岐点に立っている。この法案が法律になれば、自閉症成人の運命は文字通り変わる。

Chris Goodchild さん (43) はアスペルガー症候群をもつ自閉症成人。医療の現場の医師が自閉症の特徴についてもっと理解のレベルを上げるように法案で義務付けてほしいと Goodchild さんは語る。Chris Goodchild さん：私が自閉症と診断されたのは41才の時だった。その

後18ヵ月間入院した。15才の時には急性不安障害とうつだった。死にたいと思うようにならなうつがずっと続いている。だからアスペルガー症候群と診断された事は救い。

○ 自閉症の実態調査を

民主党政策調査会の「障がい者政策プロジェクトチーム (PT)」は10月21日、9回目の会合を開き、障害者自立支援法の見直しの在り方について、関係団体からヒアリングした。出席者からは、自閉症の人に関する実態調査を行った上で、本人や支援者をサポートするよう求める声などが上がった。

ヒアリングには、▽日本自閉症協会▽日本グループホーム学会▽共同連▽人工肛門・人工膀胱使用者らでつくる日本オストミー協会▽全国知的障害者施設家族会連合会—の5団体が出席した。

会合後に記者会見した同 PT の谷

博之座長によると、出席団体からは、自閉症の人が全国に100万人いるとの推計や、子どもの3-4%が自閉

以上 出展：[http://www.hatarakuba-info.com/news\\_HDm1fK22P.html?right](http://www.hatarakuba-info.com/news_HDm1fK22P.html?right)

発行人：関西障害者定期刊行物協会

住 所：〒543-0015

大阪市天王寺区真田山2-2 東興ビル4F

編集人：河村 舟二

定 価：100円